

1. ジンバブエでの発生状況

3月20日、当国保健・育児省は、当国で初となる新型コロナウイルスの感染者を確認したと発表しました。

■感染者累計確認数 1人
(死者数 報告事例なし)

2. 入国制限、検疫に関して

- (1) ジンバブエでは、COVID-19に関する入国制限を実施していません。
- (2) 水際対策として、空港等において入国審査前にサーモグラフィー機器による体温チェックが行われています。また、感染国からの渡航者に対して、質問票の配布又は面接による質問が実施されています。日本からの渡航者は、これらのスクリーニングの対象となります。
- (3) スクリーニングにおいて、感染国からの渡航者が、COVID-19を疑う症状（発熱、咳、呼吸困難等）が認められた場合には、指定医療機関に搬送され、ウイルス検査（PCR検査）のため隔離入院となります。検査結果が陰性であることが確定すれば退院できますが、陽性の場合には継続して入院措置となります。

なお、当国の検査だけでなく、南アフリカにも検体を送付して確認をしているため、結果判定に最低でも2～3日程度を要することとなります。

- (4) 3月4日に、感染国からの渡航者に対して診断書を必須とするよう入国制限を強化するとその当地新聞報道がありましたが、6日にジンバブエ政府はそのような規制の追加は行わないことを公式発表しました。

3月20日現在、入国禁止規制は実施されていません。

- (5) なお、当国保健育児省は、感染国からの入国者に対し、入国後21日間の自己検疫（家に滞在し、感染を広めるおそれのあるところには行かない）を行うことを助言しています。また、当国の入国前に医師からCOVID-19を示す症状・徴候がないことを記載した診断書を得ることを推奨しています（4.（3）当国保健育児省ウェブサイト参照）。

3. 感染予防のために

- ・頻回に手洗いをしましょう。（水と石けんを使って20秒以上かけてよく洗いましょう。水や石けんが使えないところではアルコール手指消毒薬を使用しましょう。）
- ・洗っていない手で目、鼻、口を触らないようにしましょう。
- ・具合の悪い人との接触をさけるようにしましょう。
- ・咳やくしゃみをするときは、咳エチケット（マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って口や鼻をおさえること）を守りましょう。

4. 参考リンク

(1) 厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(2) 外務省：海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(3) 当国保健育児省ホームページ

<http://www.mohcc.gov.zw/>